

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月27日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03-4586-1122（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町1-5-6
【電話番号】	03-4586-1122（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,660,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 383,460,000円 （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月26日に提出いたしました有価証券届出書につきまして、2019年3月27日付で第51期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）有価証券報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券届出書「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、2019年3月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が決議されましたので、2019年3月26日付で提出した有価証券届出書の添付書類である定款について、当該添付書類を差し替えるために、変更後の定款を添付いたします。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出
3. 資本金の増減
4. 最近の業績の概要

第四部 組込情報

（添付書類の差替え）

2019年3月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が決議されたことに伴い、有価証券届出書に添付していた「定款」を差し替えます。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期、提出日2018年3月28日。有価証券報告書の訂正報告書を含む。)及び四半期報告書(第51期第3四半期、提出日2018年11月14日)(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事由は、以下のとおりです。なお、「事業等のリスク」について変更すべき事由のみを記載したものであり、変更及び追加箇所については、下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

<省略>

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期、提出日2019年3月27日)(以下、「有価証券報告書」という。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年3月27日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年3月27日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)の提出日(2018年3月28日)以後、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)までの間において、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(2018年3月28日提出の臨時報告書)

<省略>

(2018年3月30日提出の臨時報告書)

<省略>

(2018年4月23日提出の臨時報告書)

<省略>

(2018年4月27日提出の訂正臨時報告書)

<省略>

(2018年5月15日提出の臨時報告書)

<省略>

(2018年9月21日提出の臨時報告書)

<省略>

(2019年1月18日提出の臨時報告書)

<省略>

(2019年3月13日提出の臨時報告書)

<省略>

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期）の提出日（2019年3月27日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年3月27日）までの間において、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（2019年3月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成31年3月27日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成31年3月27日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員し、選任をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

本店所在地の変更

当社は、事業拡大に備えた人員増加への対応や部署間のコミュニケーションの活性化等、オフィス環境整備による経営効率の向上を図るため、平成30年6月29日「東京都中央区」に本社を移転しました。本株主総会において、定款の本店所在地を本社と同様の「東京都中央区」に変更するものであります。

事業の目的の一部変更

当社は、当社が運営する店舗において、お客様の利用動機の拡大を図るため、物販商品の拡充及び販売を目的として、「商品の小売、役務の提供」を事業の目的に加えるものです。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である至誠清新監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定により、監査法人アリアを会計監査人に選任することをお願いしたいと存じます。

監査役会が監査法人アリアを会計監査人の候補とした理由は、当社の会計監査人評価及び選定基準に照らし、同監査法人が、国内外の監査業務において充分に対応できる専門性を有しており、また国際業務に精通していること等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	監査法人アリア
事務所	東京都港区浜松町一丁目30番5号
沿革	平成18年設立
概要	構成人員 公認会計士等 14名 関与会社 上場会社をはじめとして監査関与先数19社

（平成31年2月1日現在）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
小林 剛	84,129	5,264	-	(注) 1	可決 94.11
良本 宜之	84,241	5,152	-		可決 94.24
森下 將典	84,153	5,240	-		可決 94.14
西澤 淳	84,260	5,133	-		可決 94.26
檜垣 周作	84,245	5,148	-		可決 94.24
吉田 光一郎	84,181	5,212	-		可決 94.17
山崎 豊	84,750	4,643	-		可決 94.81
第2号議案	86,325	3,224	-	(注) 1	可決 96.40
第3号議案	86,178	3,368	-	(注) 1	可決 96.24

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(訂正前)

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)の提出日(2018年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年6月1日 (注)1	3,492,423	33,246,765	-	2,769,338	356,227	1,665,453

(注) 2018年6月1日付で株式会社デリスとの株式交換により、発行済株式総数が3,492,423株、資本準備金が356,227千円がそれぞれ増加しております。

(訂正後)

「3. 資本金の増減」の全文を削除

(訂正前)

4. 最近の業績の概要

2019年2月14日開催の取締役会において承認された第51期度(自2018年1月1日至2018年12月31日)に係る連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりです。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

<以下略>

(訂正後)

「4. 最近の業績の概要」の全文を削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年3月28日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年4月2日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年4月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第3四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	2019年3月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成31年 3月26日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 高 砂 晋 平 印
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 森 脇 淳 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降第50期まで、継続して売上高の減少及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また、当連結会計年度においても親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となっているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成31年3月26日開催の取締役会において、第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付き）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿しの平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社小僧寿しが平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年 3月26日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人代 表 社 員 公認会計士 高 砂 晋 平 印
業 務 執 行 社 員代 表 社 員 公認会計士 森 脇 淳 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿しの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降、継続して売上高の減少及び当期純損失を計上し、また、当事業年度において債務超過となっているため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成31年3月26日開催の取締役会において、第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付き）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。